

2020年4月1日(京都市営地下鉄との振替輸送実施時における振替輸送区間の追加に伴う)振替・代行輸送関連規則の変更について(2020年4月1日から適用)

現 行	変 更
<p>【当社と振替輸送を行う運輸機関】</p> <p>第2条 当社と振替輸送を行う運輸機関(以下、「相手方運輸機関」という)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR」という)</p> <p>(2) 阪神電気鉄道株式会社(以下、「阪神」という)</p> <p>(3) 京阪電気鉄道株式会社(以下、「京阪」という)</p> <p>(4) 大阪市高速電気軌道株式会社(以下、「大阪地下鉄」という)</p> <p>(5) 北大阪急行電鉄株式会社(以下、「北急」という)</p> <p>(6) 大阪高速鉄道株式会社(以下、「大阪高速」という)</p> <p>(7) 神戸市交通局(以下、「神戸地下鉄」という)[阪急神戸高速線関係]</p> <p>(8) 京都市交通局(以下、「京都地下鉄」という)</p> <p><u>【JRとの振替輸送実施の場合の代行輸送】</u></p>	<p>【当社と振替輸送を行う運輸機関】</p> <p>第2条 当社と振替輸送を行う運輸機関(以下、「相手方運輸機関」という)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR」という)</p> <p>(2) 阪神電気鉄道株式会社(以下、「阪神」という)</p> <p>(3) 京阪電気鉄道株式会社(以下、「京阪」という)</p> <p>(4) 大阪市高速電気軌道株式会社(以下、「大阪地下鉄」という)</p> <p>(5) 北大阪急行電鉄株式会社(以下、「北急」という)</p> <p>(6) 大阪高速鉄道株式会社(以下、「大阪高速」という)</p> <p>(7) 神戸市交通局(以下、「神戸地下鉄」という)[阪急神戸高速線関係]</p> <p>(8) 京都市交通局(以下、「京都地下鉄」という)</p> <p><u>(削除)</u></p>